

固定資産証明書等の発行手数料改定について

令和7年10月14日（火）から料金が変わりました。

証明書の種類	新料金（R7.10.14～）	旧料金
固定資産税課税台帳（名寄帳）	・ 300円 ※枚数に関わらず	・ 1枚300円 1枚増すごとに100円加算
評価証明書	・ 土地 300円 ・ 家屋 300円 ※筆数、棟数に関わらず ・ 償却資産 300円 ※資産証明のみ	・ 土地1筆300円 1筆増すごとに50円加算
公課証明書		・ 家屋1棟300円 1棟増すごとに50円加算
固定資産税課税台帳登載証明書		・ 資産あり300円
資産証明書		・ 資産なし300円

改定のポイント

加算を廃止し、料金体系がシンプルになりました

例1：土地1筆と家屋3棟の公課証明書が必要な場合

旧料金：土地1筆 300円+家屋1棟 300円+加算2棟（50円×2）=700円

新料金：土地 300円+家屋 300円=600円

例2：土地、家屋を所有する方の資産証明書が必要な場合

旧料金：1通 300円

新料金：土地 300円+家屋 300円=600円

◆お支払方法

・ 現金

・ 各種キャッシュレス決済

※郵送請求の場合は定額郵便小為替

◆ お問い合わせ先

松本市 資産税課

（本庁舎2階）

☎0263-33-4398（直通）